

松江市環境負荷軽減活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市環境負荷軽減活動支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内に本社を有するもの
 - イ 市内に製造拠点を有するもの
- (2) 製造業 日本産業標準分類（令和5年総務省告示第256号）に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。
- (3) ユーティリティ設備 製造現場の運転に必要な電気、水、圧縮空気、燃料、窒素、熱等を供給し、又は循環する設備をいう。
- (4) 現場改善 製造現場にある生産設備（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第3号に規定する機械及び装置であって、製造業の用に直接供するものをいう。）又はユーティリティ設備のエネルギー効率向上を目的とした現場の改善をいう。
- (5) 脱炭素経営 事業活動における温室効果ガス排出量の削減に取り組むことを通じて、取引の継続、新規顧客の獲得、自社製品の付加価値の向上等を図り、もって経営リスクを低減するとともに成長の機会としていく視点を持った企業経営をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市環境負荷軽減活動支援事業補助金
補助金交付の目的	自社の省エネルギー化及び温室効果ガス排出量削減に資する取組に要する経費の一部を補助することにより、中小企業者のエネルギーコストの負担軽減を図るとともに、脱炭素経営に向けた取組を促進することを目的とする。

交付の対象である事業の内容	<p>中小企業者が市内において実施する環境負荷軽減活動に係る次に掲げる事業とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。</p> <p>(1) 脱炭素経営推進事業 自社の温室効果ガスの排出量算定や省エネ化に向けた各種診断、分析等の取組及び脱炭素経営推進に向けた計画策定等の取組とする。</p> <p>(2) エネルギー効率改善事業 製造現場における省エネルギー化に資する現場改善活動の取組、ユーティリティ設備の更新又は高効率空調、LED照明への更新の取組とする。</p>
補助対象経費	別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満切捨て）。ただし、50万円を上限とする。
補助事業者の範囲	製造業を主たる事業として営む中小企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。
終期	令和8年3月31日

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書及びその明細の写し
- (2) 補助事業の概要補足資料
- (3) 直近2期分の決算書の写し

(実績報告)

第5条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (3) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書

(現地調査)

第6条 第3条で定めるエネルギー効率改善事業の補助事業者にあつては、実績報告に際し、

市による現地調査を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第7条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(事業所の移転)

第8条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後5年未満で事業所を市外に移転し、又は廃業する場合には、市長にその旨を報告するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の補助金を返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 事業所を市外に移転する場合 全額

(2) 廃業する場合 全額又は一部

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 脱炭素経営推進事業

経費区分	内 容
専門家経費	脱炭素経営推進に向け、指導、助言等を受けるために招聘した専門家等に謝金・旅費として支払う経費
委託費	外部への温室効果ガスの排出量の算定・分析・診断および脱炭素経営計画等策定業務の委託に要する経費
機械装置・ 工具器具費	温室効果ガスの排出量測定に要する計測制御装置等の取得に要する経費
通信費	温室効果ガスの排出量測定や分析、解析、評価等を行う WEB サービス等の消費電力量可視化ツールの利用に要する経費 ※WEB サービス等のクラウドサービス利用料は、当該サービス利用開始年度に限り補助対象経費とし、交付決定から当該年度の3月31日までに支払いを完了した経費とする。
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

(2) エネルギー効率改善事業

経費区分	内 容
設備等導入費	エネルギー効率の高いユーティリティ設備、高効率空調への更新又はエネルギー効率改善に資する装置等の導入に要する経費
工事請負費	エネルギー効率改善に資する既存設備の改造又は施設改修及び LED 照明への更新に要する経費
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費